

【表題】 3月27日付「ハイフォン市人民委員長指示第2244/UBND-VX」の概要

【ポイント】

- 4月15日まで、会議を中止しビデオ会議を促進。
- 企業は、労働者に対し、ハイフォン市から他の地方省・市へ移動し戻ることを最大限控えるために必要な対策を取る。
- ハイフォン市で仕事をし居住地が他の地方にある外国人労働者に対し、3月28日から4月15日までの間、ハイフォン市に居住することを要請する。
- 感染流行地域（※1）からハイフォン市へ移動してきた住民は、自宅隔離の対象になり、医療検査等（※2）が行われる。
  - ※1：感染流行地域とは、COVID-19の症例が発生している省・市。
  - ※2：医療検査等の具体的内容は、各自治体による。

【本文】

- 4月15日終日までの会議の開催及び公共スペースでの各活動に関して、
  - ・会議の開催を中止する。COVID-19防止対応策に関する会議及び緊急性のある会議のみ開催可能だが、その場合も、20人以下で開催する。ビデオ会議を促進する。
  - ・全ての宗教行事、20人以上が集まる活動を直ちに中止する。
  - ・事務所ビル、学校及び病院の周辺では、10人以上集まることを禁止する。
- サービス経営施設に関して、
  - ・4月15日終日まで、娯楽施設（マッサージ、カラオケ、バー、ジム等）、歴史観光施設を閉鎖する。
  - ・食料品、医薬品、ガソリン、雑貨、医療系サービスを含めた生活必需品を提供する施設のみを維持する。
- 各局、各セクター、各団体、行政機関、企業に関して、
  - ・各局、各セクター、各団体、地元政権、企業の長は、公務員、職員、労働者等が、出張でハイフォン市から他の地域へ極力移動しないよう、厳しく監督し、制限するとともに、公務員、職員、労働者の移動を制限するため、オンラインや電話での業務の実施を奨励する。
- 生産企業に関して、
  - ・感染流行地方からCOVID-19が拡散しないよう、工業団地、工業集積地にある企業は、各所属労働者に対し、ハイフォン市から他の地方省・市へ移動し、戻ることを最小限に控えるための必要な対策を講じる。
  - ・感染流行地域から感染が拡散することを防止するため、ハイフォン市にある企業や会社で

仕事をしており、居住地が他の地方にある外国人の専門家、技術者、労働者は、3月28日から4月15日までの間はハイフォン市に居住するよう要請する。

●輸送・搬送経営企業に関して、

・感染流行地域からハイフォン市への飛行機の便数、列車の本数、乗客バス・タクシーの数を削減する。

●感染流行地域からハイフォン市へ移動してきた住民に関して、

・ハイフォン市の各行政機関は、これらの住民を自宅隔離とし、規定に従い医療検査・監査を厳格に行う。

●隔離施設に関して、

・ハイフォン市の公安当局は、市民による集団隔離施設への訪問、食品の持ち込み、接客をしないよう、各部隊に検査の強化を指導する。

●実施に関して、

・ハイフォン市の行政機関、各局、各団体・機関は、市内の各組織、宗教施設、企業、公的機関の幹部、公務員及び労働者が、指導を厳格に実施するよう要請する。

・担当局の監査部は、随時に検査・監査を行い、法律の規定に従って実施しなかったケースを厳格に処分する。

【ハイフォン市人民委員長指示（原文）】

<https://haiphong.gov.vn/TIN-TUC-SU-KIEN-NOI-BAT/Thuc-hien-dot-cao-diem-phong-chong-COVID-19-41686.html>